

四段表

エイズ予防指針

指針に基づく施策

議論の視点

対応策（案）

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方及び取組

- 1 後天性免疫不全症候群は、性感染症と同様に、個人個人の注意深い行動により、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、現在における最大の感染経路が性的接触であることを踏まえ、①正しい知識の普及啓発及び②保健所等における検査・相談体制の充実を中心とした予防対策を、重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。また、保健所をこれらの対策の中核として位置付けるとともに、所管地域における発生動向を正確に把握できるようその機能を強化することが重要である。
- 2 普及啓発においては特に、科学的根拠に基づく正しい知識に加え、保健所等における検査・相談の利用に係る情報、医療機関を受診する上で必要な情報等を周知することが重要である。
また、普及啓発は、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を、分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、個人個人の行動がH I Vに感染する危険性の低い又は無いものに変化すること（以下「行動変容」という。）を促すことを意図して行われる必要がある。
- 3 検査・相談体制の充実については、感染者が早期に検査を受診し、適切な相談及び医療機関への紹介を受けることは、感染症の予防及びまん延の防止のみならず、感染者個々人の発症又は重症化を防止する観点から極めて重要である。
- 4 このため、国及び都道府県等は、保健所等における検査・相談体制の充実を基本とし、検査・相談の機会を、個人個人に対して行動変容を促す機会と位置付け、利用者の立場に立った取組を講じていくことが重要である。

○普及啓発
・パンフレット等の配布
・H I V検査普及週間及び世界エイズデーイベント等
○保健所等における検査・相談

○正しい知識の普及啓発及び検査相談体制の充実という予防対策を進めること及び保健所をこれらの対策の中心と位置付け、その機能を強化することは重要ではないか。

○対象者の実情に合わせた普及啓発により、行動変容を促すことは重要ではないか。

○様々な背景を有する感染者が早期に検査を受けやすく、適切な相談及び医療機関への紹介につながるよう、保健所等における検査・相談体制に加え、NGO等との連携により、検査・相談の機会の拡充につながるような取組を講じるべきではないか。

○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。

○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。

○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。

○NGO等との連携により、利用者の立場に立った取組を強化するという趣旨を追加記載してはどうか。

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>二 性感染症対策との連携</p> <p>現状では、最大の感染経路が性的接触であること、性感染症の罹患とH I V感染の関係が深いこと等から、予防及び医療の両面において、性感染症対策とH I V感染対策との連携を図ることが重要である。したがって、性感染症に関する特定感染症予防指針（平成十二年厚生省告示第十五号）に基づき行われる施策とH I V感染対策とを連携して、対策を進めていくことが必要である。具体的には、性感染症の感染予防対策として、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及啓発等が挙げられる。</p>	<p>○保健所でのS T D・H I V同時検査の実施</p>	<p>○性感染症対策とH I V感染対策との連携は、その感染経路の主体が性的接触であることから、その連携を図ることは、今後も重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	
<p>三 その他の感染経路対策</p> <p>静注薬物の使用、輸血、母子感染、医療現場における事故による偶発的な感染といった性的接触以外の感染経路については、厚生労働省は、引き続き、関係機関（保健所等に加え、独立行政法人国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）、エイズ治療拠点病院等）と連携し、予防措置を強化することが重要である。</p>	<p>○研究事業での母子感染対策等の推進</p>	<p>○性的接触以外の感染経路についても、関係機関と連携して予防措置を強化することが重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>四 検査・相談体制の充実</p> <p>1 国及び都道府県等は、基本的な考え方を踏まえ、保健所における無料の匿名による検査・相談体制の充実を重点的かつ計画的に進めていくことが重要である。</p> <p>2 具体的には、都道府県等は、個人情報の保護に配慮しつつ、地域の実情に応じて、利便性の高い場所と時間帯に配慮した検査や迅速検査を実施するとともに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行うなど、利用の機会の拡大に努めることが重要である。</p> <p>また、国は、都道府県等の取組を支援するため、検査・相談の実施方法に係る指針や手引き等（以下「指針等」という。）を作成等するとともに、各種イベント等集客が多く見込まれる機会を利用すること等により、検査・相談の利用に係る情報の周知を図ることが重要である。</p> <p>3 また、検査受診者のうち希望する者に対しては、検査の前に相談の機会を設け、必要かつ十分な情報に基づく意思決定の上で検査が行われることが必要である。</p> <p>さらに、検査の結果、陽性であった者には、適切な相談及び医療機関への紹介による早期治療・発症予防の機会を提供することが極めて重要である。一方、陰性であった者についても、行動変容を促す機会として積極的に対応することが望ましい。</p>	<p>○保健所での無料匿名検査</p> <p>○保健所以外での無料匿名検査</p> <p>○拠点病院での検査</p> <p>○夜間・休日検査、迅速検査の導入</p> <p>○イベント等に併せて実施する臨時検査など</p>	<p>○人権的配慮から、無料・匿名による検査・相談体制の充実を進めること及び地域の実情に応じ、利便性に配慮した検査・相談の機会の提供は重要ではないか。</p> <p>○これまでに作成した検査・相談に係る指針や手引き等の改訂は今後も重要ではないか。</p> <p>○検査により陽性であった者に対しては、早期に確実に医療機関への受診につなげることが重要ではないか。</p> <p>○検査の結果陰性であった者に対する普及啓発及び教育も重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○陽性者に対し、早期治療・発症予防の重要性を認識させ、早期に確実に受診するよう促すことが重要であることを追加記載するべきではないか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>五 個別施策層に対する施策の実施</p> <p>国及び都道府県等は、引き続き、個別施策層（特に、青少年及び同性愛者）に対して、人権や社会的背景に最大限配慮したきめ細かく効果的な施策を追加的に実施することが重要である。</p> <p>特に、都道府県等は、患者等や個別施策層に属する者に対しては、対象者の実情に応じて、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努めるなど検査を受けやすくするための特段の配慮が重要である。また、心理的背景や社会的背景にも十分に配慮した相談が必要であり、専門の研修を受けた者によるもののみならず、ピア・カウンセリング（患者等や個別施策層の当事者による相互相談をいう。以下同じ。）を活用することが有効である。</p>	<p>○個別施策層対策（青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者・利用者）</p>	<p>○NGO等と連携し、個別施策層に対する効果的な施策を検討の上、追加的な対策を実施することは重要ではないか。特に、当事者団体を含むNGO等の協力の下にピアカウンセリングを実施することは、心理的・社会的背景への特段の配慮を行う上で、非常に重要ではないか。</p>	<p>○個別施策層に対する効果的な施策を追加的に実施するために、NGO等との連携に関する追加記載をしてはどうか。</p>	
<p>六 保健医療相談体制の充実</p> <p>国及び都道府県等は、HIV感染の予防や医療の提供に関する相談窓口を維持するとともに、性感染症に関する相談、妊娠時の相談といった様々な保健医療相談サービスとの連携を強化する必要がある。特に、個別の施策が必要である地域においては、相談窓口を増設することが必要である。また、相談の質的な向上等を図るため、必要に応じて、その地域の患者等やNGO等との連携を検討すべきである。</p>	<p>○保健所の職員に対する研修（財団法人エイズ予防財団（以下「財団」という。）主催）</p>	<p>○個別の施策が必要な地域における相談窓口の増設や地域患者やNGO等との連携は不可欠ではないか。</p>	<p>○地域患者やNGO等と連携すべきことを記載してはどうか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第六 人権の尊重</p> <p>一 人権の擁護及び個人情報の保護</p> <p>保健所、医療機関、医療保険事務担当部門、障害者施策担当部門等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であり、所要の研修を実施すべきである。また、人権や個人情報の侵害に対する相談方法や相談窓口に関する情報を提供することも必要である。なお、相談に当たっては、専用の相談室を整備する等の個人情報を保護する措置が必要である。さらに、報道機関には、患者等の人権擁護や個人情報保護の観点に立った報道姿勢が期待される。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・H I V検査普及週間・世界エイズデーイベント等 <p>○保健所等の職員に対するカウンセリング研修（財団主催）</p>	<p>○人権の尊重や個人情報の保護を徹底することは今後も重要である。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	
<p>二 偏見や差別の撤廃への努力</p> <p>患者等の就学や就労を始めとする社会参加を促進することは、患者等の個人の権利の尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体の感染に関する正しい知識や患者等に対する理解を深めることになる。また、個人や社会全体において、知識や理解が深まることは、個人個人の行動に変化をもたらし、感染の予防及びまん延の防止に寄与することにもつながる。このため、厚生労働省は、文部科学省、法務省等の関連省庁や地方公共団体とともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成十二年法律第百四十七号）第七条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえた人権教育・啓発事業と連携し、患者等や個別施策層に対する偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発を行うとともに、偏見や差別の撤廃に向けての具体的な資料を作成することが重要である。特に、学校や職場における偏見や差別の発生を未然に防止するためには、学校や企業に対して、事例研究や相談窓口等に関する情報を提供することが必要である。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・H I V検査普及週間及び世界エイズデーイベント等 <p>○関係省庁間連絡会議（文部科学省、法務省、外務省、厚生労働省）</p>	<p>○関連省庁や地方公共団体と連携し、学校や企業に対して正しい知識の普及啓発を行い、偏見や差別を撤廃していくことは重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>三 個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供</p> <p>HIV感染の特性にかんがみ、検査、診療、相談、調査等の保健医療サービスのすべてにおいて、利用者及び患者等に説明と同意に基づく保健医療サービスが提供されることが重要であり、そのためにも、希望する者に対しては容易に相談の機会が得られるようにしていくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所等における相談事業 ○保健所等の職員に対するカウンセリング研修（財団主催） ○財団への委託事業又は都道府県エイズ対策促進事業としての派遣カウンセラー制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権保護の観点も踏まえ、利用者・患者等に対する十分な説明と同意に基づく保健医療サービスを提供することは重要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。 	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>第七 普及啓発及び教育</p> <p>一 基本的考え方及び取組</p> <p>1 普及啓発及び教育については、近年の発生動向等を踏まえた上で、個人個人の行動変容を促すことが必要であり、感染の危険性にさらされている者のみならず、それらを取り巻く家庭、地域、学校及び職場等へ向けた普及啓発及び教育についても取り組み、行動変容を起こしやすくするような環境を醸成していくことが必要である。</p> <p>2 また、普及啓発及び教育を行う方法については、国民一般を対象にHIV・エイズに係る情報や正しい知識を提供するものと、個別施策層等の対象となる層を設定し行動変容を促すものがあり、後者については、対象者の年齢、行動段階等の実情に応じた内容とすることから、住民に身近な地方公共団体が中心となって進めていくことが重要である。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、感染の危険性にさらされている者のみならず、我が国に在住するすべての人々に対して、感染に関する正しい知識を普及できるように、学校教育及び社会教育との連携を強化して、対象者に応じた効果的な教育資材を開発する等により、具体的な普及啓発活動を行うことが重要である。また、患者等やNGO等が実施する性行動等における感染予防のための普及啓発事業が円滑に行われるように支援することが重要である。</p>	<p>○普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布 ・HIV検査普及週間及び世界エイズデーイベント等 <p>○NGO等との連携</p>	<p>○近年の発生動向を踏まえ、個人個人の行動変容を促す普及啓発及び教育を推進することは重要ではないか。</p> <p>○国と地方公共団体との役割を明確にした上で、国民一般を対象とした施策と個別施策層を対象とした施策の両方を今後も行っていくことが重要ではないか。</p> <p>○患者やNGO等と連携し、行動変容につながる普及啓発活動を今後も行っていくことは重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p> <p>○一般施策については、国民の関心を持続的に高めるために、国と地方公共団体とが主体的に全国又は地域全般にわたり施策に取り組むという趣旨の追加記載をしてはどうか。</p> <p>○個別施策層対策については、地方公共団体がNGO等と連携して行動変容を進めていくとの趣旨の追加記載をしてはどうか。</p> <p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	

四段表	エイズ予防指針	指針に基づく施策	議論の視点	対応策（案）
<p>二 患者等及び個別施策層に対する普及啓発の強化</p> <p>国及び地方公共団体は、患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育を行うに当たっては、感染の機会にさらされる可能性を低減させるために、各個別施策層の社会的背景に即した具体的な情報提供を積極的に行う必要がある。このため、個別施策層に適した普及啓発用資材等を患者等とNGO等の共同で開発し、普及啓発事業を支援することが必要である。特に、地方公共団体は、地方の実情に応じた効果的な普及啓発事業の定着を図るとともに、教育委員会、医療関係者、企業、NGO等との連携を可能とする職員等の育成についても取り組むことが重要である。</p>	<p>○個別施策層対策（青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者・利用者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年：学校等への出前講座 ・外国人：外国語パンフレット等の配布 ・同性愛者：コミュニティセンター ・CSW：性風俗店舗へのパンフレット等の配布 	<p>○現状の感染層の主体は、20～30代の層ならびに男性同性愛者であることから、個別施策層のうち、特に青少年と同性愛者に対しては、地方の実情に応じた普及啓発活動を推進する必要があるのではないか。</p>	<p>○個別施策層に対する対策のうち、特に青少年及び同性愛者に対して、地方の実情に応じた普及啓発を行う趣旨の追加記載をしようか。</p>	
<p>三 医療従事者等に対する教育</p> <p>研修会等により、広く医療従事者等に対して、最新の医学や医療の教育のみならず、患者等の心理や社会的状況を理解するための教育、患者等の個人情報の保護を含む情報管理に関する教育等を行っていくことが重要である。</p>	<p>○研修の実施（財団主催、ACC主催、ブロック拠点病院等主催）</p>	<p>○医療従事者の職種によりHIV感染症への理解に地域差が認められることから、医療従事者等に対する教育への強化は、今後も継続されるべきではないか。</p>	<p>○患者の個人情報の保護や管理に関する教育等を強化する必要がある趣旨の追加記載をしようか。</p>	
<p>四 関係機関との連携の強化</p> <p>厚生労働省は、具体的な普及啓発事業を展開していく上で、文部科学省及び法務省と連携して、教育及び啓発体制を確立することが重要である。また、報道機関等を通じた積極的な広報活動を推進するとともに、保健所等の窓口にて外国語で説明した冊子を備えておく等の取組を行い、旅行者や外国人への情報提供を充実させることが重要である。</p>	<p>○関係省庁間連絡会議</p>	<p>○他省庁や関係機関と連携して、普及啓発及び教育を行うことは今後も重要ではないか。</p>	<p>○現行のとおり、取組を進めるべきではないか。</p>	